

首都圏 106 自治体情報公開請求の報告 ～労使双方の負担軽減のために

集計結果から読み取れること

106 自治体に情報公開請求を行い、104 自治体について集計（未着自治体 2）【資料③】

1. 会計年度任用職員を一般職の公務員と位置づけたにもかかわらず、基本的な人事関係情報の殆どが「不存在」である。【資料① 2 p】

①常勤職員と比べて会計年度任用職員は杜撰な取扱い。

②公募、選考、採用などが各課任せで、人事当局が集約を行っていないため、本来なら作成保持すべき情報を「作成していないため不存在」と回答する自治体が多い。

③一方で、情報公開請求の趣旨から、積極的に情報提供を行ってくれた自治体も多い。
→昨年、情報公開請求を行った埼玉県では上尾市を除く自治体で「公開」もしくは「情報提供」であり、「作成保持すべき」との認識を人事当局に与えたと思われる。

④『都職員の構成』、『特別区職員の構成』、『人事行政の運営等の状況』など住民に公表される職員構成資料にも、会計年度任用職員の掲載がない。そこに掲載されるべき 公務員として、会計年度任用職員はカウントされていない。 情報提供資料では、男女別の記載がないものも多い。

2. 公募に応募した在籍者（再度任用）の不合格者は多くの自治体ではわずかであり、自治体にとって経験者の継続的就労の必要性が切実であると思わせる。

→例：「越谷市：再度の任用を希望しない旨の申し出があった場合等を除き、基本的に再度の任用を希望するものとして取り扱っている」

3. 残念ながら雇止めが発生した場合に、「事前に十分な説明を行い、適切な雇用保障や再就職支援（総務省マニュアル）」を行う自治体は、ほぼ存在しない。「大量離職通知書」を提出した自治体でも、通知書裏面の⑦再就職の援助のための措置と⑧再就職先の確保の状況が空欄である。

→例：「所沢市：民間委託による離職多数。しかし、通知書の⑦・⑧に具体的記載なし」

4. 人事院・総務省の通知を受け再度の任用の回数制限撤廃の動き 【資料②】

→廃止決定は、既に公表している調布市に続き、西東京市。現在検討中が一番多く 35%、うち、千代田区、港区、加須市が廃止の方向で検討。